

令和 8 年 9 月定例総会

令和 8 年 9 月 10 日開催

議 事 録

土佐清水市 農業委員会

令和 8 年度 第 6 回土佐清水市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 8 年 9 月 10 日（木） 午後 3 時 00 分～午後 4 時 00 分
2. 開催場所 土佐清水市役所 2 階 第 1 会議室
3. 出席委員（13 人）

農業委員

- 1 番 上野 貴生
- 2 番 野老山 卓男
- 3 番 酒井 りつ子
- 4 番 池田 克彦
- 5 番 岡崎 直正

推進委員

- 1 番 安田 泰平
- 2 番 弘田 好希
- 3 番 田邊 昌一
- 4 番 上野 清吉
- 5 番 坂本 直幸
- 6 番 金谷 里美
- 7 番 今吉 次雄
- 8 番 弘田 香

欠席委員（0 人）

- ① 議案第 1 号～4 号 非農地証明の審議について
- ② 議案第 5 号 農地法第 4 条の申請に係る意見の審議について
- ③ 議案第 6 号 農用地利用集積計画（利用権の設定）の審議について
- ④ 議案第 7 号 その他

事務局長兼農林水産課長
農林水産課長補佐
農業委員会事務局

中尾 吉宏
森岡 広繁
田邊 元寛

議長
(上野会長)

それでは、ただ今から土佐清水市農業委員会、9月定例総会を開会致します。

この際、本日の遅刻・欠席者につきまして、報告致します。

本日は遅刻・欠席ともにありません。

それでは議事に移ります。本日の議題は、

議案第1号～4号 非農地証明の審議について

議案第5号 農地法第4条の規定による許可の審議について

議案第6号 農用地利用集積計画（利用権の設定）の審議について

議案第7号 その他

の審議をお願い致します。

なお、本日の議事録署名委員として

3番 酒井 委員

4番 池田 委員 の2名を指名いたします。

議長
(上野会長)

それでは議事に移ります。発言の際には挙手のうえ、指名を受けてから発言をお願いします。

議長
(上野会長)

議案第 1 号 非農地証明の審議について

をおこないますが、本日は 4 件の審議となっています。

議案第 1 号 非農地証明の審議について

担当者より説明を求めます。

事務局
森岡補佐

議案第 1 号 について説明します。

議案書の 1 ページをご確認ください。

申請者の住所・氏名は記載のとおりです。

申請地は、三崎 三崎浦 4 丁目 5207 番 畑 1147 m²

申請理由については、記載のとおりです。

申請位置については、議案書の 2 ページを

現状については、3 ページをご確認ください。

申請理由を元に、現地を確認しましたが、長年放置されており土も固く締めかたまっていることから、耕作は困難と思われます。

また、昭和 49 年から耕作放棄していることから、50 年以上経過しております。【土佐清水市非農地証明基準】に対し、人工的に転用した土地で、転用から 20 年以上経過した土地にあたります。

以上の申請を 7 月 27 日に受付を行い、

土地の登記謄本等必要な書類は確認しております。

必要書類 ・土地の登記簿謄本・公図の写し

・付近の見取り図 ・現況写真

現地確認については、弘田委員にお願いいたしました。

審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いいたします。

弘田委員

今、事務局が説明どうりです。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

何かございませんか？

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第1号 非農地証明の審議について

非農地として承認することが適切であると考えられる委員は挙手をお願いします。

挙手多数であります。

よって本件は、非農地として承認するものとします。

議長
(上野会長)

つづきまして、

議案第 2 号 非農地証明の審議について、

担当者より説明を求めます。

事務局
森岡補佐

議案第 2 号 について説明します。

議案書の 4 ページをご確認ください。

申請者の住所・氏名は記載のとおりです。

申請地は、浦尻 二ツ谷山 418 番 24 畑 1970 m²

申請理由については、記載のとおりです。

申請位置については、議案書の 5 ページを

現状については、6 ページをご確認ください。

申請理由を元に、現地を確認しましたが、長期間放置されたせいで山林化しておりました。

放置されてから、60 年以上経過しております。【土佐清水市非農地証明基準】に対し、やむを得ない事情によって 15 年以上耕作放棄されたため、自然潰廃した土地で、農地への復旧ができないと認められた土地にあたります。

以上の申請を 8 月 5 日に受付を行い、

土地の登記謄本等必要な書類は確認しております。

必要書類 ・土地の登記簿謄本・公図の写し

・付近の見取り図 ・現況写真

の必要書類は確認しております。

現地確認については、池田委員にお願いいたしました。

審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

池田委員

事務局と現地確認をしてきました。現地は、はやぶさ塗装の事務所の横になります。写真で見るとうり山林化しています。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

野老山委員

異議なし。

議長
(上野会長)

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第 2 号 非農地証明の審議について

非農地として承認することが適切であると考えられる委員は挙手
をお願いします。

挙手多数であります。

よって本件は、非農地として承認するものとします。

議長
(上野会長)

つづきまして、

議案第 3 号 非農地証明の審議について、

担当者より説明を求めます。

事務局
森岡補佐

議案第 3 号 について説明します。

議案書の 7 ページをご確認ください。

申請者の住所・氏名は記載のとおりです。

申請地は、

栄町 461 番 畑 211 m²

栄町 464 番 1 畑 701 m²

申請理由については、記載のとおりです。

申請位置については、議案書の 8 ページを

現状については、9 ページをご確認ください。

申請理由を元に、現地を確認しましたが、古い倉庫があり、山林化もしており、農地としての原状回復は困難な状態である。と思われます。

また、20 年前から降耕作及び管理されていないことから、

【土佐清水市非農地証明基準】に対し、【耕作不適當など、やむを得ない事情によって 15 年以上耕作放棄されたため、自然潰廃した土地で、農地への復旧ができないと認められた土地】にあたります。

以上の申請を 7 月 31 日に受付を行い、

土地の登記謄本等必要な書類は確認しております。

必要書類 ・土地の登記簿謄本・公図の写し

・付近の見取り図 ・現況写真

の必要書類は確認しております。

現地確認については、池田委員にお願いいたしました。

審議のほどよろしくお願いいたします。

議長
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

池田委員

事務局と現地確認をしてきました。

現地は教育センターの近くになります。

今事務局が説明して頂いたとうりです。

ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

何かございませんか

安田委員

妥当だと思います。

議長

(上野会長)

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第 3 号 非農地証明の審議について

非農地として承認することが適切であると考えられる委員は挙手を

お願いします。

挙手多数であります。

よって本件は、非農地として承認するものとします。

事務局
森岡補佐

つづきまして、

議案第 4 号 非農地証明の審議について、

担当者より説明を求めます。

議案第 4 号 について説明します。

議案書の 1 0 ページをご確認ください。

申請者の住所・氏名は記載のとおりです。

申請地は、

厚生町 1 2 番 2 田 109 m²

厚生町 1 2 番 4 田 638 m²

申請理由については、記載のとおりです。

申請位置については、議案書の 1 1 ページを

現状については、1 2 ページをご確認ください。

申請理由を元に、現地を確認しましたが、土は固くまた、建物も建っているため、農地としての原状回復は困難な状態である。と思われます。

また、5 0 年以上前から宅地として利用されているため、

【土佐清水市非農地証明基準】に対し、【人工的に転用した土地で、転用行為から 20 年以上経過 土地】にあたります。

以上の申請を 8 月 1 3 日に受付を行い、

土地の登記謄本等必要な書類は確認しております。

必要書類 ・土地の登記簿謄本・公図の写し

・付近の見取り図 ・現況写真

の必要書類は確認しております。

現地確認については、池田委員にお願いいたしました。

審議のほどよろしくお願いいたします。

議長
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願い
します。

池田委員

事務局と現地確認をしてきました。

12 番 4 は家が建ってます。

12 番 2 は石と砂利とかで農地として使うのは、難しいと思います。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長
(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

安田委員

12 ページの写真の 12-2 と 12-4 の間にある道と書いてあるのですが

これは、何ですか？

事務局
森川補佐

これは（赤線）と言ひ国の土地になります。

安田委員

これは、使つていいものですか？

事務局
森岡補佐

これを家としての一体化は出来ません。

これをもし個人さんが家の一部として使うのであれば、買い取るか、
道を付け替えるかたちになります。

議長
（上野会長）

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第４号　非農地証明の審議について

非農地として承認することが適切であると考えられる委員は挙手
をお願いします。

挙手多数であります。

よつて本件は、非農地として承認するものとします。

議長
（上野会長）

つづきまして、

議案第５号　農地法第４条の審議について

担当者より説明を求めます。

事務局
森川補佐

議案書の 13 ページをお願いします。

申請者の住所氏名は記載のとおりです。

内容は、用地転用で畑から店舗用地への転用です。

許可を受けたい農地は、

土佐清水市三崎 4163 番地 畑 211 m²

土地の位置については、14 ページを

土地の利用計画については、15 ページを

現況写真については、16 ページを

事業計画書については、17 ページをご確認下さい。

農地法第4条第1項（第5条第1項）規定による許可申請書に係る

意見書（案）を18 ページに添付しております。

検討事項について説明します。

1 点目 農地の区分と転用目的

店舗用地として利用するので 適 当

2 点目 資力及び信用

自己資金で行うため 適 当

3 点目 転用行為の妨げとなる権利を有する者の

同意の有無

議長
(上野会長)

- | | | |
|--------|------------------------|-------------|
| | 申請者が所有者なので、 | あり |
| 4 点目 | 申請に係る用途に遅滞なく供する確実性 | |
| | 事業計画書により確認 | 確 実 |
| 5 点目 | 行政庁の免許、許可、許可等の処分の見込み | |
| | 事業計画書により確認 | 確 実 |
| 6 点目 | 農地以外の土地の利用見込み | |
| | 全面積が店舗宅地となるため | 確 実 |
| 7 点目 | 計画面積の妥当性 | |
| | 土地利用計画図により確認 | 確 実 |
| 8 点目 | 宅地の造成のみを目的とする場合には | |
| | その妥当性 | 本件には該当しません。 |
| 9 点目 | 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無 | な し |
| | 事業計画書により確認 | 確 実 |
| 1 0 点目 | 一時転用である場合には、その妥当性 | |
| | 本件には該当しません。 | |
| 1 1 点目 | 本件には該当しません。 | |
| | 法令（条例を含む。）により義務付けられている | |
| | 行政庁との協議の進捗状況 | |
| | 事業計画書により確認 | |

以上のことを検討しました。

以上の申請を8月18日に受付を行い、

関係書類を確認しております。

現地確認は弘田委員にお願いしました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願い
します。

弘田委員

今、事務局が説明したとおりです。

議長
(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

金谷委員

写真で見る限り段差があるように見えるのですが、車は進入できるの
ですか？

事務局
森岡補佐

段差はなくすと聞いています。

議長

上野会長

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案のとおり承認することが適切であると考えられる委員は挙手をお願いします。挙手多数であります。

よって本件は、議案のとおり承認するものとします。

つづきまして、

議案第 6 号は、農用地利用集積計画（利用権の設定）の審議となります。

議案第 6 号 農用地利用集積計画（利用権の設定）の審議について
担当者より説明を求めます。

事務局

森岡補佐

議案第 6 号について説明します。

議案書の 19 ページから 36 ページまでとなります。

位置図等については、各集積計画書に添付しております。

本件の内容につきましては、農業法人かぐみと地権者 9 名が、農地中間管理機構をとおり、土地の賃借を行うために必要な利用権の設定を行うものです。

利用権の設定は 10 年間を予定しております。

以上ご審査のほど、よろしくお願いいたします。

議長
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

池田委員

農地の集積になります。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長
(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

今吉委員

今回の利用権設定で地目が田で作付けが果樹になっているのですか？

池田委員

排水が悪くて水稻栽培にむかないので果樹栽培をするそうです。

議長
(上野会長)

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第6号 農用地利用集積計画（利用権の設定）の審議について

議案のとおり承認することが適切であると考えられる委員は挙手をお願いします。

事務局
森岡補佐

挙手多数であります。

よって本件は、議案のとおり承認するものとします。

つづきまして、

議案第7号 その他について

担当者より説明を求めます。

7月28日に発生しました、「令和8年熊本地震」で被災された農業者等の皆様の今後の経営と生活の回復を図り、早期復興を支援するため、「高知県農業会議」より「令和8年度熊本地震義援金」の募集がありました。

平成28年の熊本地震においては、農業委員及び推進委員より一人1,000円の義援金を支出しております。(当時は12名で12,000円)

今回も同等とし一人1,000円の13,000円を「令和8年度熊本地震義援金」としてよいでしょうか。

なお、義援金の募集の内容等については、議案書と別にお渡ししている資料をご確認下さい。

議長
(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

野老山委員

一口より三口（3,000 円）ほどしてはどうですか？

議長
(上野会長)

他にありませんか。

義援金に関してはそれぞれ三口（3,000 円）を送ると言う事でよろしいでしょうか？

全員

異議なし。

議長
(上野会長)

本日の議案は以上となります。

次回の定例総会は、令和 8 年 1 0 月 9 日（金）午後 3 時から

会場は、土佐清水市役所第一会議室にて行います。

それではこれにて 9 月定例総会を閉会といたします

